

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける中小企業者を対象とする主な保証制度の概要

令和5年11月1日現在

	セーフティネット保証4号	セーフティネット保証5号	(セーフティネット保証4号、セーフティネット保証5号又は一般保証で利用可)			伴走支援型特別保証 【保証料補助制度】	県経営円滑化貸付－伴走型経営支援特別貸付	事業再生計画実施関連保証（感染症対応型） 【保証料補助制度】	県企業再生貸付（コロナ対応）		
対象者	<p>指定を受けた地域で1年以上継続して事業を行っており、コロナウイルス感染症の影響を受けた後、原則として最近1か月の売上高等が前年同期に比して20%以上減少しており、かつ、その後2か月を含む3か月間の売上高が前年同期に比して20%以上減少することが見込まれる者</p> <p>指定期間：令和2年2月18日～令和5年12月31日</p> <p>指定地域：47都道府県</p>	<p>指定業種（577業種）に属する事業を行なっており、最近3か月の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者。</p> <p>※令和2年2月以降の直近3か月の売上高等が算出可能となるまでは、直近の売上高等が前年同期比で5%以上減少しており、かつ、売上高等見込みを含む3か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している場合も可とする（時限的な運用緩和）。</p> <p>※原油価格高騰の影響を受けている者も対象となる。</p> <p>指定期間：令和5年10月1日～令和5年12月31日</p>	<p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け、最近1か月間の売上高等が前年同期比で5%以上減少している者</p> <p>※経営円滑化貸付－売上減少の利用も可 この場合の貸付限度額は1億円、金利0.8% 借換も既存の県円滑化貸付のみ可となる。</p>	<p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等、次の①から④の全てに該当する中小企業者</p> <p>①県内で1年以上同一事業を営む者</p> <p>②取扱金融機関と1年以上の与信取引がある者</p> <p>③直近期の決算書が提出可能な者（個人事業主については青色申告を行っている者）</p> <p>④県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、新型コロナウイルス感染症の流行により影響を受け最近1か月間の売上高等が前年同期に比べて5%以上減少している者</p> <p>⑤平成29年3月31日以前に融資実行された神戸市中小企業融資制度の借入残高がある者。</p> <p>⑥最近1か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p>	<p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、次の①～③のいずれかに該当し、経営行動計画を策定した者</p> <p>①セーフティネット保証4号の認定を受けた者</p> <p>②セーフティネット保証5号の認定を受けた者</p> <p>③次のア又はイのaからいずれかに該当する者</p> <p>ア. 最近1か月間の売上高が前年同期の売上高と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. a 最近1か月間の売上高総利益率が前年同期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. b 最近1か月間の売上高総利益率が直近決算の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. c 直近決算の売上高総利益率が直近決算前期の売上高総利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. d 最近1か月間の売上高営業利益率が前年同期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. e 最近1か月間の売上高営業利益率が直近決算の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p> <p>イ. f 直近決算の売上高営業利益率が直近決算前期の売上高営業利益率と比較して5%以上減少していること</p>	<p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を利用する者</p>	<p>県内で1年以上同一事業を営む中小企業者等で、事業再生計画実施関連保証（感染症対応型）を利用して計画の実行及び進捗の報告を行う中小企業者</p>				
保証限度額	2億8,000万円	2億8,000万円	5,000万円（運転資金のみ）	2億8,000万円	1億円	2億8,000万円	2億8,000万円				
保証期間	概ね10年以内（運転は10年以内に限る）	10年以内（うち据置2年以内）	10年以内（うち据置1年以内）	10年以内（うち据置1年以内）	10年以内（うち据置5年以内）	15年以内（うち据置5年以内）	15年以内（うち据置5年以内）	15年以内（うち据置5年以内）	15年以内（うち据置5年以内）		
保証料率	0.90% ※県経営円滑化貸付を利用する場合 0.80%	0.80%	セーフティネット保証4号、5号 0.80% 一般保証 0.45%～1.90%	セーフティネット保証4号、5号 0.85% 一般保証（責任共有対象） 0.45%～1.90% 一般保証（責任共有対象外） 0.50%～2.20% ※いずれも経営者保証免除対応の場合、0.20%上乗せ ※国による保証料補助あり（注1）	セーフティネット保証4号、5号 0.85% 一般保証（責任共有対象） 0.45%～1.90% 一般保証（責任共有対象外） 0.50%～2.20% ※いずれも経営者保証免除対応の場合、0.20%上乗せ ※国による保証料補助あり（注1）	①責任共有対象の場合 0.80% ※経営者保証免除対応の場合、1.00% ②責任共有対象外の場合 1.00% ※経営者保証免除対応の場合、1.20% ※国による保証料補助あり（注2）	金融機関所定金利	金融機関所定金利	金融機関所定金利	金融機関所定金利	
貸付利率	金融機関所定金利 ※自治体制度融資を利用する場合、同融資の貸付利率が適用される。	0.70%	金融機関所定金利	0.70%	0.90%	0.90%	0.90%	0.90%	0.90%		
保証割合	責任共有対象外（100%保証）	責任共有対象（80%保証）	セーフティネット保証4号を利用した場合→責任共有対象外（100%保証） それ以外の場合→責任共有対象（80%保証）	セーフティネット保証4号を利用した場合→責任共有対象外（100%保証） →責任共有対象外（100%保証） それ以外の場合→責任共有対象（80%保証）	セーフティネット保証4号を利用した場合 一般保証及びセーフティネット保証5号で責任共有対象外の保証を残高の範囲内で借換えた場合 →責任共有対象外（100%保証） それ以外の場合→責任共有対象（80%保証）	責任共有対象（80%保証） ただし、「責任共有対象外の保証の既往借入金」又は「危機指定期間に申込受付かつ貸付実行されたセーフティネット保証5号の既往借入金」を残高の範囲内で借換える場合 →責任共有対象外（100%保証）	借換可	借換可	借換可	借換可	
借換可否	借換のみ可（責任共有対象外の既保証のみ）	借換可	借換不可	既存の県経営活性化資金のみ借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	原則として、既存の県融資制度のみ借換可 ※責任共有対象外の貸付で、責任共有対象の既保証を借換できない	【対象者①②の場合】 ・「認定書」（写し可） セーフティネット保証の場合→「認定書」（写し可） （認定書が4号、5号（売上減少）の場合は県制定の「確認書」不要） ※セーフティネット保証で借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要 県制定の「確認書」 セーフティネット保証の場合→「認定書」（写し可） （認定書が4号、5号（売上減少）の場合は県制定の「確認書」不要） ※セーフティネット保証で借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要	【共通】 ・「認定書」（写し可） セーフティネット保証を利用した場合→「認定書」（写し可） ・「認定書」（写し可）、県制定の「事業計画書」が必要（「事業計画書（借換保証用）」は不要。添付された認定書が4号、5号（売上減少）の場合は県制定の「確認書」不要。） 【対象者③の場合】 ・「売上高減少要件確認書」 ・「売上高総利益率減少要件確認書」 ・「売上高営業利益率減少要件確認書」	【対象者③の場合】 ・「認定書」（写し可） 【必要な場合】 ・「経営行動計画書」 ・「経営者保証免除対応確認書」	【対象者①②の場合】 ・「事業再生計画」（写し） ・「経営者保証免除対応確認書」（必要な場合）	【対象者①②の場合】 ・「事業再生計画」（写し） ・「経営者保証免除対応確認書」（必要な場合）	【対象者①②の場合】 ・「事業再生計画」（写し） ・「経営者保証免除対応確認書」（必要な場合）
必要書類	「認定書」（写し可） ※借換を行う場合は「事業計画書（借換保証用）」が別途必要	最大で令和6年1月26日申込受付分まで ※ 令和5年12月28日認定分の場合	最大で令和6年1月26日申込受付分まで ※ 令和5年12月28日認定分の場合	令和6年1月31日融資実行分まで	令和6年3月31日協会申込受付分まで	令和6年3月31日融資実行分まで	令和5年3月31日協会申込受付分まで	令和6年3月31日融資実行分まで	令和6年3月31日融資実行分まで		
取扱期間（終期）					※保証限度額について セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災分）、災害関係保証（危機関連対象分）、東日本大震災復興緊急特例、危機関連保証は、合算して、普通保険4億円以内（組合の場合は8億円以内）、無担保保険1億6,000万円以内、特別小口保険4,000万円以内の制限を受ける。 なお「県経営円滑化貸付－新型コロナウイルス対策貸付」「県経営活性化資金－コロナウイルス対策」「県借換等貸付－コロナウイルス対策」については、貸付限度額に読み替える。 （注1）セーフティネット保証4号、5号の場合、0.65%相当額、一般保証（責任共有対象）の場合0.25%～0.75%相当額、一般保証（責任共有対象外）の場合0.30%～1.05%相当額（いずれも経営者保証免除対応の場合、0.20%相当額が上乗せ）が補助される。 （注2）責任共有対象の場合、0.60%相当額（経営者保証免除対応の場合、0.80%相当額）が補助される。責任共有対象外の場合、0.80%相当額（経営者保証免除対応の場合、1.00%相当額）が補助される。 （注3）セーフティネット保証5号であって令和2年経済産業省告示第49号により経済産業大臣が認めた場合として定めた期間内（危機指定期間：R2.2.1～R3.12.31）に信用保証協会が保証申受け付けし、かつ貸付実行された既往借入金をセーフティネット保証4号で借り換えることは特例的に可能。（既往借入金の範囲内の額を借り換える場合に限る。） ※令和5年1月10日申込受付分から						

※対象者について

「業歴3か月以上1か月未満の創業者」、「前年から店舗、工場等の増加、新たな事業の開始、設備投資等によって、売上高等の前年比較は適当ないと判断される事業者」が対象となる場合がある。

※保証限度額について

セーフティネット保証、災害関係保証（東日本大震災分）、災害関係保証（危機関連対象分）、東日本大震災復興緊急特例、危機関連保証は、合算して、普通保険4億円以内（組合の場合は8億円以内）、無担保保険1億6,000万円以内、特別小口保険4,000万円以内の制限を受ける。

なお「県経営円滑化貸付－新型コロナウイルス対策貸付」「県経営活性化資金－コロナウイルス対策」「県借換等貸付－コロナウイルス対策」については、貸付限度額に読み替える。

※セーフティネット保証4号について

令和5年10月1日認定申請分から、資金用途が借換資金に限定された（真水資金のみの取り扱いを不可とするものであり、借換資金に真水資金を加えたものは可）。

よって、セーフティネット保証4号を利用する場合、保証制度に關係なく、資金用途は借換資金に限定される。